

## JADA RTP/TP 競技者居場所情報管理細則

### (目的)

第1条 本細則は、「日本アンチ・ドーピング規程（2021年版）」（以下、「日本規程」という）5.5項、「検査及びドーピング調査に関する国際基準（2021年1月1日発効）」（以下、「ISTI」という）4.8項及び「結果管理に関する国際基準（2021年1月1日発効）」（以下、「ISRM」という）付属文書Bに規定される登録検査対象者リスト<sup>1</sup>（Registered Testing Pool 以下「RTP」という。）及び検査対象者リスト<sup>2</sup>（Testing Pool 以下「TP」という。）に登録された競技者が義務付けられている居場所情報の提出及びその関連義務並びに各種手続きについて定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が指定する RTP 競技者（以下「JADA RTP」という。）及び TP 競技者（以下「JADA TP」という。）の定義は以下の通りとする。

- (1) JADA RTP とは、ISTI4.8 項が定める居場所情報関連義務を負う競技者
- (2) JADA TP とは、JADA RTP 競技者と同様の居場所情報を提出することが求められるが、日本規程 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反を構成する居場所情報関連義務違反が記録されない競技者

### (対象者の選出)

第3条 JADA RTP/TP 競技者は、ISTI4.5 項に定める以下の要件に従い、次の各号のいずれかに該当し、JADA が競技会外検査を実施する必要性が高いと判断した競技者とする

- (1) 主要な競技大会又は国家にとっての優先順位の高いその他の競技からのナショナルチームのメンバーである（若しくはかかるチームに選出されうる）競技者
- (2) 個人でトレーニングをしているが、主要な競技大会で競技する競技者で、かかる競技大会に選出されうる競技者
- (3) 公的資金を受けている競技者
- (4) 海外で居住し、訓練し、又は競技する高いレベルの競技者
- (5) その他 JADA が必要と判断した競技者

---

<sup>1</sup> 登録検査対象者リスト（RTP）：定義は「ISTI3.0 項」を参照

<sup>2</sup> 検査対象者リスト（TP）：定義は「ISTI4.8.10 項」を参照

(競技者の責務)

第4条 JADA RTP/TP 競技者の責務は以下の通りとする

(1) 居場所情報の提出及び更新

JADA RTP/TP 競技者は、世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) が運用するアンチ・ドーピング管理運営システム (Anti-Doping Administration and Management System 以下「ADAMS」という。) 又は Athlete Central<sup>3</sup>を通じて、ISTI<sup>4</sup> 4.8 項に従って、居場所情報を提出し、その情報に変更があった場合には情報を更新しなければならない。ただし、JADA は原則として、中学生以下の JADA RTP/TP 競技者に対しては、居場所情報の提出を求めないものとする。

(2) 提出する居場所情報

JADA RTP/TP 競技者は、(3) 項に定める提出期限までに以下の情報を提出し、提出内容に変更が生じた場合には即時更新するものとする。

- ・ 宿泊先：その日の夜に宿泊する場所
- ・ 競技会/競技大会スケジュール：出場する予定の競技会の日程、場所
- ・ 定期的な活動：定期的なトレーニング・練習を行う時間と場所
- ・ 60 分の時間枠：競技者が 5:00~23:00 の間で 1 日 1 回指定する 60 分の時間と場所

(3) 四半期毎の居場所情報の提出期限

JADA RTP/TP 競技者は、以下の期限までに翌四半期の居場所情報を提出するものとする。

第 1 四半期 (1~3 月) 前年 12 月 15 日

第 2 四半期 (4~6 月) 3 月 15 日

第 3 四半期 (7~9 月) 6 月 15 日

第 4 四半期 (10~12 月) 9 月 15 日

提出期限が遵守されたか否かの判断は、ADAMS 又は Athlete Central<sup>4</sup> で記録される居場所情報提出時刻をもとに日本標準時 (JST) を基準として行う。ただし、提出義務違反は上記の各提出期限日の月の末日を経過しても提出されていない場合に成立するものとする

---

<sup>3</sup> Athlete Central : ADAMS のアプリケーション版

#### (4)教育

JADARTP/TP 競技者とそのサポートスタッフ（NF 関係者等）は、JADA が提供する居場所情報関連義務に関する教育を受ける。

#### (競技者の罰則)

第 5 条 居場所情報関連義務違反が生じた場合の対応は、日本規程、ISTI、ISRM の規定により実施される。

#### (登録)

第 6 条 JADA は、JADARTP/TP 登録が必要と認める競技者を決定し、その決定を競技者及び関連する国内競技連盟に通知をする。通知期間、及びこれに基づく居場所情報提出の開始時期は以下の通りとする。

通知期間	居場所情報の提出開始時期
6 月～7 月末	第 4 四半期（10 月～12 月）分から
12 月～1 月末	第 2 四半期（4 月～6 月）分から

例外的に、上記のスケジュール以外での登録を行うことがある。

#### (除外)

第 7 条 JADA は、JADARTP/TP 除外が必要となる競技者を決定し、その決定を競技者及び関連する国内競技連盟に通知をする。通知期間、及びこれに基づく居場所情報提出の提出が求められる期間の終期は以下の通りとする。

通知期間	居場所情報の提出終了時期
6 月～7 月末	第 3 四半期（7 月～9 月）分まで
12 月～1 月末	第 1 四半期（1 月～3 月）分まで

例外的に、上記のスケジュール以外での登録又は除外を行うことがある。

#### (引退)

第 8 条 JADARTP/TP 競技者が競技から引退する場合、所定様式の「引退届」を所属国内競技連盟経由で JADA に提出しなければならない。JADA は、引退届を受理し、JADARTP/TP から当該競技者が除外される旨の通知を、競技者及び所属国内競技連盟に対し書面により通知する。

#### (復帰)

第 9 条 JADARTP 競技者が、JADARTP に登録されている期間内に競技から引退した後、復帰する場合は、復帰を予定している国際競技大会または国内競技大会の 6 ヶ月前までに所定様式の「復帰届」を所属国内競技連盟経由で JADA 及び国際競技連盟（IF）に対して提出しなければならない。

(競技からの長期離脱)

第 10 条 JADA RTP/TP 競技者が怪我等により、競技から長期離脱をする場合は、所定様式の「競技からの長期離脱届」を所属国内競技連盟経由で JADA へ提出しなければならない。

附則 この細則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

日本アンチ・ドーピング規程 (2021 年 1 月 1 日発効)

5.5 項 (P.34~35)

[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/wada\\_code\\_2021\\_jp\\_20201218.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/wada_code_2021_jp_20201218.pdf)

検査及びドーピング調査に関する国際基準 (2021 年 1 月 1 日発効)

4.8 項 (P.30~P.47)

[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/kensa\\_isti\\_jp.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/kensa_isti_jp.pdf)

結果管理に関する国際基準 (2021 年 1 月 1 日発効)」

付属文書 B (P.47~54)

[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/kekka\\_jp.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/kekka_jp.pdf)